

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律(令和元年法律第15号)第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年9月18日 大分地方法務局 登記官 富 永 美 香

記

|   | 手続番号           | 表題部所有者不明土地に係る所在事項  |
|---|----------------|--------------------|
| 1 | 3200-2026-0055 | 大分市大字東上野字土岐屋2208番2 |